⑷　ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ（為替予約）の契約締結時に、米ドル建てによる同一金額・同一期日の債券と対応させているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

また、金利スワップの契約締結時に、変動利付きの同一金額・同一期日の債券と対応させているため、その後の金利相場の変動による相関関係は完全に確保されており、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

7　債券発行差額の償却基準

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の算出方法

無償貸付を受けている国有財産については、「普通財産貸付事務処理要領」（平成13年３月30日付け理財第1308号財務省理財局長通達）に基づき算定した賃借料相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

⑶　政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

当期の資金調達に係る債券及び借入金の発行者コスト0.911％で計算しております。

9　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、キャッシュ・フロー計算書の消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

1　貸借対照表関係

⑴　保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条の規定により、機構及び各高速道路会社が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、各高速道路会社と連帯して債務を負っております。

連帯債務額　28,650,956円

⑵　道路資産貸付料に係る未経過リース料期末残高相当額

１年内	1,706,970,370,375円
１年超	77,357,235,185,361円
合　計	79,064,205,555,736円

2　損益計算書関係

⑴　臨時損失

①　固定資産売却損　1,271,253,954円

主に道央自動車道の土地売却に伴う売却損であります。

②　固定資産譲渡損　22,778,376,684円

一般国道16号（八王子バイパス）を国へ引渡したことに伴う譲渡損であります。

⑵　臨時利益

①　固定資産売却益　219,847,570円

主に新東名高速道路の土地売却に伴う売却益であります。

②　その他　12,394,491円

道路資産に関わる損害賠償金であります。

3　キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金預金	80,742,142,448円
資金期末残高	80,742,142,448円

⑵　重要な非資金取引の内容

当期において、各高速道路会社から承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

また、資産の承継に伴い費用処理した額は、59,474,496,122円となっております。

承継により引継いだ資産・負債

固定資産	931,685,661,362円
資産合計	931,685,661,362円
流動負債	50,747,676,611円
固定負債	1,007,441,262,884円
負債合計	1,058,188,939,495円

寄附により引継いだ資産

固定資産	11,494,202,455円
資産合計	11,494,202,455円

4　有価証券関係

該当はありません。

5　減損会計関係

⑴　減損の兆候

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要　（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
高速道路	土地及び構築物等	京都府京都市	126,251,885,782

②　減損の兆候の概要

当該道路資産に係る道路資産貸付料収入の実績が、機構の中期計画における今年度の道路資産貸付料収入に照らして50％以上低下したため、減損の兆候を認めております。

なお、当該道路資産の土地及び構築物等は、その道路資産貸付料収入の根拠となる協定において前提とされている資産の単位であり、一体となってそのサービスを提供するものとしております。

③　減損の認識に至らなかった根拠

当該道路資産は、供用中道路であるため、減損を認識しておりません。

6　重要な債務負担行為

該当はありません。

7　重要な後発事象

該当はありません。

8　固有の表示科目の内容

⑴　施行法第15条による積立金

機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した資産の価額から負債及び純資産の合計額を差し引いた額です。

⑵　道路資産取得関連費用

①　道路建設人件費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の人件費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。